

答 申

平成 30 年 5 月 23 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会
会長 磯田 教子

鳥取県個人情報保護条例第 2 章第 1 節の実施機関に係る義務規定の適用が除外される場合
について（答申）

平成 30 年 4 月 19 日付第 201800021062 号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

旧優生保護法下において本人の同意を得ずに行われたと思われる優生手術当事者の追跡調査及び支援策検討に係る個人情報の取り扱い（以下「当該事務」という。）における、優生手術当事者の要配慮個人情報（「病歴」又は「身体障がい、知的障がい、精神障がいその他の心身の機能の障がい」など不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれのある個人情報）については、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 7 条第 3 項第 3 号による個人情報の収集制限の例外事項として認める。

また、当該事務における優生手術当事者又はその保護義務者の個人情報については、同条例第 7 条第 4 項第 8 号による本人収集原則の例外事項として認める。

さらに、同条例第 8 条第 1 項第 7 号による実施機関以外への目的外提供については、旧優生保護法下で収集した情報を当該事務の目的のために提供するものであるが、当該事務の目的のため必要であるため、例外事項として認める。

（附帯意見）

- 1 要配慮個人情報を含め、収集する個人情報は必要最低限のものとなるように努め、また、提供する個人情報も支援策の検討に直接必要なものに限ることとし、関係機関とも連携を密にし、取り扱いには細心の注意を払うこと。
- 2 要配慮個人情報の提供の方法は、原則、手交とする。やむを得ずこれ以外の方法で提供する場合は、書留でかつ親展として郵送するなど、確実かつ安全に送付できる手段を講じること。
- 3 収集した情報について電子メールにより提供を行う場合には、個人情報を含んだファイルにパスワードを付して送付することとするほか、当該情報について個人情報に関する安全対策を十分講じた上で取り扱うこと。

「収集制限」の「種類による制限」の例外事項調査書

項目	収集する要配慮個人情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
(優生手術被害者調査・支援事業関係) 旧優生保護法の優生手術当事者の追跡調査及び今後の支援策の検討のために必要となる要配慮個人情報を収集するとき。	不当な差別・偏見の原因となるおそれのある個人情報 ・本籍 ・病歴 ・身体障がい、知的障がい、精神障がい等の障がい ・健康診断その他の検査の結果 ・診療、調剤情報 など	「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、要配慮個人情報を収集しなければ、当該事務の迅速及び円滑な遂行に支障を生じる恐れがある。 ・本人及び家族の追跡調査や面談にあたり、現在の居所や状況を把握し、また適切な支援策を検討するにあたり、病歴や障がいの状況などの要配慮個人情報の収集が必要である。 ・本籍は、不当な差別、偏見の原因となる個人情報になり得る場合を考えられるが、住所の追跡調査を行う上で、戸籍附票が必要になる場合がある。

「収集制限」の「方法による制限」の例外事項調査書

項目	本人以外のものから収集することの相当な理由
(優生手術被害者調査・支援事業関係) 旧優生保護法の優生手術当事者(以下「当事者」)の追跡調査及び今後の支援策検討のために、 ①市町村から当事者又は保護義務者の個人情報を収集するとき。 ②県庁内の他実施機関(教育委員会)から、当事者又は保護義務者の個人情報を収集するとき。 ③優生保護審査会を知る者から、当事者又は保護義務者の個人情報を収集するとき。 ④入所施設や関係団体等から、当事者の個人情報を収集するとき。 ⑤当事者の家族、親族、後見人等	「当該事務自体の特殊性」 ・本人の所在が不明な場合、本人が心身喪失の状態にある場合又は本人が死亡している場合には、事務の性質上、本人から収集することができず、行政機関、関係者、本人が入所(所属)している(していた)施設や団体または家族等から本人の個人情報を収集する必要がある。 ・当事者が高齢のために意思疎通ができない場合もあり得るが、当事者の現在の健康状態を把握するためには、当事者以外から個人情報を収集する必要がある。

から、当事者の個人情報を収集するとき。

「提供制限」の「目的による制限」の例外事項

項目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
(優生手術被害者調査・支援業務関係) 旧優生保護法の優生手術当事者（以下「当事者」）の追跡調査及び今後の支援策検討のために、 ①市町村へ当事者又は保護義務者の個人情報を提供するとき。 ②国へ当事者又は保護義務者の個人情報を提供するとき。 ③県庁内の他実施機関（教育委員会）へ、当事者又は保護義務者の個人情報を提供するとき。 ④入所施設や関係団体等へ、当事者の個人情報を提供するとき。 ⑤当事者の家族、親族、後見人等へ、当事者の個人情報を提供するとき。	(1)「提供先の使用目的の公益性」 ①今後の支援策検討のためには市町村の協力が必要であり、市町村職員と同行して現在の状況を聞き取ることとしているため、あらかじめ情報共有を図ることが円滑な事務の遂行に必要である。 ※当事者やその家族は高齢者であるため、早期に調査及び面談を行う必要がある。 ②全国的な救済措置のための調査が行われると想定される。 ③～⑤特定の個人に係る状況確認について実施機関（県）が情報提供を求めたもので、提供を受けた相手方が個人情報を利用することはない。 (2)「実施機関が提供する必要性」 ①-1当事者の現住所を特定するための住民票交付請求などには、県が保有している当事者の個人情報を提供する必要がある。 ①-2今後の支援策検討のためには市町村の協力が必要であり、市町村職員と同行して現在の状況を聞き取ることとしているため、あらかじめ情報共有を図ることが円滑な事務の遂行に必要である。 ※当事者やその家族は高齢者であるため、早期に調査及び面談を行う必要がある。 ②今後国が優生手術当事者の全国的な実態調査を行う場合、調査内容に応じて県が保有する個人情報を提出する必要があるが、国の実態調査への協力は、県が行う当該事業にも関わりがある。 ③～⑤特定の個人に係る情報を得るために、県が保有する個人情報（氏名など）を提供する必要がある。 ④当事者が施設等に入所している場合、当事者に面談するため、施設職員等関係者に面談理由を含め個人情報を提供する必要がある。 ⑤当事者が心身喪失の状態にある場合等、支援策などについて、当事者に代わり家族等に必要な情報を提供する場合がある。